

中間財務諸表

■中間貸借対照表

＜資産の部＞			(単位：百万円)	
区分	前中間会計期間末 (平成27年9月30日)	当中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
現金預け金	81,034	69,378		
有価証券	167,799	154,831		
貸出金	698,206	727,580		
外国為替	427	622		
その他資産	11,779	11,682		
その他の資産	11,779	11,682		
有形固定資産	10,847	11,767		
無形固定資産	1,558	877		
前払年金費用	2,364	2,916		
繰延税金資産	1,387	1,290		
支払承諾見返	4,254	3,797		
貸倒引当金	△2,768	△2,853		
投資損失引当金	△14	△14		
資産の部合計	976,878	981,877		

＜負債の部＞			(単位：百万円)	
区分	前中間会計期間末 (平成27年9月30日)	当中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
預金	892,145	899,569		
譲渡性預金	1,000	—		
コールマネー	58	58		
借入金	15,132	14,522		
外国為替	—	0		
社債	5,000	5,000		
その他負債	8,447	7,788		
未払法人税等	368	165		
リース債務	1,479	1,381		
その他の負債	6,600	6,242		
賞与引当金	468	461		
退職給付引当金	1,442	1,499		
偶発損失引当金	224	273		
睡眠預金払戻損失引当金	52	39		
再評価に係る繰延税金負債	664	631		
支払承諾	4,254	3,797		
負債の部合計	928,891	933,642		

＜純資産の部＞		(単位：百万円)
区分	前中間会計期間末 (平成27年9月30日)	当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
資本金	9,061	9,061
資本剰余金	6,452	6,452
資本準備金	6,452	6,452
利益剰余金	27,994	28,922
利益準備金	2,628	2,628
その他利益剰余金	25,366	26,294
別途積立金	23,145	24,645
繰越利益剰余金	2,221	1,648
自己株式	△669	△670
株主資本合計	42,839	43,766
その他有価証券評価差額金	4,121	3,410
繰延ヘッジ損益	0	△0
土地再評価差額金	1,025	1,058
評価・換算差額等合計	5,147	4,469
純資産の部合計	47,986	48,235
負債及び純資産の部合計	976,878	981,877

中間財務諸表

注記事項（当中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで））**（重要な会計方針）**

1.商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 2年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5.繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書さに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,098百万円であります。

(2)投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 ：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 ：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻損失に備えるため、過去実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6)偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度の導入により、将来発生する負担金の支払に備えるため、必要額を計上しております。

7.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8.ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更にに関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更にに関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益への影響額は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

（中間貸借対照表関係）

1.関係会社の株式又は出資金の総額

株 式 82百万円

出資金 254百万円

2.貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額 282百万円

延滞債権額 9,258百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3カ月以上延滞債権額 78百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額 1,259百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額 10,879百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

1,840百万円

7.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,110百万円

計 23,110百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1,180百万円

借入金 11,500百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券 18,264百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 334百万円

8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 223,714百万円

うち契約残存期間が1年以内のもの 223,714百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金 3,000百万円

10.社債は、劣後特約付社債であります。

11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 8,645百万円

（中間損益計算書関係）

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益 24百万円

償却債権取立益 93百万円

株式等売却益 35百万円

2.減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産 286百万円

無形固定資産 373百万円

3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却 53百万円

株式等償却 0百万円

4.特別損失は、次のとおりであります。

固定資産処分損 4百万円

減損損失 3百万円

（重要な後発事象）

該当事項はありません。